## 令和5年 第3回清里町教育委員会会議

2. 開催場所 清里町生涯学習総合センター会議室

3. 開会・休憩・閉会時刻 開会宣言18時57分 閉会宣言19時 3分

4. 出席者は次のとおりです。

職名	氏 名	職名	氏 名
教 育 長	岸本幸雄	職務代理者	福田一成
委員	高見真由美	委員	居城博明
委員	宇都宮弥生		

- 5. 欠席者は次のとおりです。 無し
- 6. 遅刻者は次のとおりです。 無し
- 7. 早退者は次のとおりです。 無し
- 8. 出席した事務局職員は次のとおりです。

職名	氏 名	職名	氏 名
生涯学習課長	熊谷雄二	生涯学習課参与	新 輪 誠 一
生涯学習課主幹	藤森宏樹	学校教育グループ 総括主査	原田了
学校教育グループ 主査	熊谷駿佑		

9. 会議に付した事件は次のとおりです。

議案番号	件  名
議案第11号	修学旅行の引率業務等に従事する清里町立学校職員の勤務時間の
	割振り等に関する要領の一部を改正する要領について

10. 議事の経過

別 紙

## 第3回清里町教育委員会 議事録

令和5年4月27日(木)

		节和3年4月27日(本)
議	長	ただいまから、令和5年 第3回 清里町教育委員会会議を開催いたします。
		ただいまの出席委員は 4名です。
		清里町教育委員会会議規則 第6条により 本会議が成立している
		ことを認めます。
		本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。
-34÷		
議	長	日程第1 議事録署名委員の指名を行います。
		議事録署名委員は、会議規則 第24条第2項の規定により、 居城
		委員と宇都宮委員を指名します。
議	長	日程第2 議案第11号 修学旅行の引率業務等に従事する清里町
		立学校職員の勤務時間の割振り等に関する要領の一部を改正する要領
		についてを議題とします。
		提案理由の説明を求めます。
説	明	(生涯学習課長)
		ただいま上程されました、議案第11号「修学旅行の引率業務等に従
		事する清里町立学校職員の勤務時間の割振り等に関する要領の一部を
		改正する要領」について 提案理由の説明を致します。
		この要領の目的は、教育職員の健康及び福祉に資することを目的とし
		てございます。
		学校では、修学旅行や学校祭など、通常とは異なる勤務となる場合が
		あります。このような場合には、増やした勤務時間を別の日で調整する
		など、業務に合わせて勤務日や勤務時間を調整することができるように
		定めたのが、本要領となっております。
		対象となる業務に従事する職員の勤務時間について、その業務を行う
		日の属する週を含む4週の期間内を平均して1週間当たりの勤務時間
		が38時間45分となるように、正規の勤務時間の割振りを弾力的に行
		うものでございます。
		では、1ページめくってください。
		改正理由につきましては、修学旅行の引率業務に従事する、道立学校
		職員の勤務時間の割振り等に関する要領が改正されたことから、清里町
		立学校職員に同要領と同様に適用するためでございます。
		改正内容は、新たに「指導要録の作成業務・学期末の評価業務」を定
		義し、対象業務として追加するものです。
		一施行期日は、公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用致しま
		す。
		^。   では、ページを1枚めくっていただき、新旧対照表をご覧ください。
		表の右側が改正前の要領で、左側が改正後の要領となっており、改正
		一級の石関が吸出的の安関で、左関が吸出後の安関となっており、吸出     箇所にアンダーラインを引いております。

	第2条の各項において、勤務時間の割振りが行える業務について列記	
	しております。第16項の次に新たな業務として「指導要録の作成業務・	
	学期末の評価業務」の説明として第17項を新設いたします。	
	第3条では対象職員及び対象業務を定めており、第2項第16号の次	
	に「第17号 指導要録の作成業務・学期末の評価業務」を新設いたし	
	ます。次のページの	
	別記様式1については、勤務時間割振り簿であり、変更については、	
	表の中央にある休憩時間の列を1列追加し、	
	さらに、別記様式1の記載上の注意のうち、5の「かっこ16」を「か	
	っこ17」に改めます。	
	附則につきましては、施行期日を定めるもので、令和5年4月1日と	
	するものです。	
	以上で提案理由の説明を終わります。	
議長	これから質疑を行います。	
各委員	(質疑なし)	
議長	質疑なしと認めます。 議案第11号 修学旅行の引率業務等に従事	
	する清里町立学校職員の勤務時間の割振り等に関する要領の一部を改	
	正する要領についてを採決します。	
	本件について、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。	
各委員	(異議なし)	
議長	異議なしと認めます。	
	したがって、議案第11号 修学旅行の引率業務等に従事する清里町	
	立学校職員の勤務時間の割振り等に関する要領の一部を改正する要領	
	については、原案どおり決定されました。	
議長	本委員会に付された案件は、以上で終了いたしました。	
	これで、本日の委員会を閉会いたします。	